

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業の優先交渉権者の決定について

1. 事業概要

(1) 事業名称

神戸フィッシャリーナ施設運営等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び所在地

- ①名 称：神戸フィッシャリーナ
- ②所在地：神戸市垂水区海岸通12番地の一部及び地先
- ③面 積：9, 293 m²

(3) 公共施設等の管理者等

神戸市長 久元 喜造

(4) 事業内容

本市が定める神戸フィッシャリーナ施設運営等事業事業者募集要項等（以下「募集要項等」という。）により選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、神戸フィッシャリーナ施設運営等事業契約（以下「事業契約」という。）を締結し、以下の事業を実施する。

①義務的事業

事業者は、以下の事業を行わなければならない。

施設改修等業務（施設撤去業務含む）、施設維持管理業務、施設運営業務

②任意事業

事業者は、義務的事業のほかに、本事業の実施に事業者が有効と考える附帯事業を本市の承認を得たうえで行うことができる。

(5) 事業方式

本事業は現行事業者が保有する施設（管理事務所を除く。）を本事業の事業者に譲渡したうえで施設の改修・維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とする。

(6) 事業期間

令和4年4月1日～令和24年3月31日

(7) 費用負担等の取り扱い

事業者は、本事業に要する資金を自ら調達し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を賄うとともに、本市に対して水面占用料及び管理事務所使用料を支払うものとする。

本市は、事業者に対し、本施設の改修・維持管理及び運営に関する費用を、施設管理料として神戸フィッシャリーナ条例に定める使用料収入の範囲内で支払うものとする。

本市及び事業者は、事業開始の2年後、その後5年ごとに施設管理料の改定について協議することができることとする。

2. 優先交渉権者決定の経緯及び審査方法等

(1) 優先交渉権者決定の経緯

優先交渉権者決定の主な経緯は下記のとおりである。

日程	内容
令和3年7月16日	実施方針の公表
令和3年9月3日	特定事業の選定
令和3年9月10日	募集要項等の公表
令和3年9月22日	説明会及び現地見学会
令和3年9月24日～10月6日	応募者申込書等の提出
令和3年9月24日～10月6日	質問受付
令和3年10月20日	回答
令和3年11月15日～19日	応募提案書類の提出
令和3年12月9日	選考委員会開催
令和3年12月16日	優先交渉権者の決定及び公表

(2) 優先交渉権者選定の方法

①選定方法及び審査方式

募集にあたっては、民間事業者のノウハウを活かした事業提案を広く求める公募型プロポーザル方式により実施した。

優先交渉権者の選定は、応募事業者の応募資格要件の充足を確認したうえで、応募事業者からの提案内容等を審査し、プレゼンテーション（質疑応答含む。）を実施した上で、優先交渉権者を選定した。

②優先交渉権者の選定の体制

学識経験者等により構成する神戸フィッシャリーナ施設運営等事業者選考委員会を設置した。

《選考委員》

(敬称略)

	氏名	所属・役職
委員長	中西 敬	徳島大学環境防災研究センター 客員教授 近畿大学農学部水産学科 講師
委員	齋木 崇人	神戸芸術工科大学 学長
委員	綴木 公子	さくら萌和有限責任監査法人 代表社員
委員	西口 智美	武庫川女子大学経営学部経営学科 准教授
委員	藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士

(3) 優先交渉権者の決定

選考委員会において優先交渉権者を選定し、本市が決定した。

3. 優先交渉権者の提案に基づく本事業の評価

(1) 定量的評価

優先交渉権者が事業実施する場合、本市の財政負担額の総額が約5,500万円削減できると評

価した。

(2) 定性的評価

優先交渉権者の提案内容から、下記に示すと通りの定性的評価が認められた。

① 良質なサービスの提供

優先交渉権者の有するノウハウやスキルを活かし、本事業期間当初に大規模改修を行うなど、安定的利用を意識した施設改修と、事業の管理・運営面における安定性・継続性が期待できる。

② 長期・継続的な事業の実現

収支計画は、大規模改修や施設の模様替えに係る施設改修費を適切に見込んだ具体的な事業計画と整合したものであり、安定的な事業運営が期待できる。

③ 効率的な事業実施の実現

本施設と類似施設の管理運営経験で培われた経営能力とネットワークにより、効率的かつ効果的な事業実現が期待できる。